

県南広域振興局長告示第34号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年3月13日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370900060	総合福祉ツクイー関	ツクイー関	一関市東五代6番30号	平成21年2月15日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更前		
0370900060	総合福祉ツクイー関	ツクイー関	一関市東五代6番30号	平成21年2月15日